

“倒産・解雇などによる離職” (特定受給資格者) や
“雇い止めなどによる離職” (特定理由離職者) をされた方へ

平成22(2010)年4月から 国民健康保険料(税)が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者 (例：倒産・解雇などによる離職)
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者 (例：雇い止めなどによる離職)
- として失業等給付を受ける方です。

軽減額は？

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。
※具体的な軽減額などは、市町村にお問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。(平成24年3月末まで)

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、
会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

<手続きの手順について>

1. ハローワークにて“求職の申込”を行い、同時に失業等給付の手続きを行います。
2. 【雇用保険受給資格者証】が発行されます。
3. 【雇用保険受給資格者証】をお持ちになって、お住まいの市町村の国民健康保険の窓口に行き、手続きを行います。

注意！

年金との調整の関係で失業等給付を受給しない場合は、国民健康保険料の減免は受けられません。



**軽減を受けるには申請が必要です。制度の詳しい説明は、
お住まいの市町村の国民健康保険担当にお尋ねください。**

※ 国民健康保険料については国民健康保険法施行令の改正案、国民健康保険税については現在国会に提出している地方税法の改正法案が成立すると軽減が実施されます。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

国民健康保険料を軽減します

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職した方を対象に国民健康保険料を軽減します。

雇用保険	対象
特定受給資格者	平成21年3月31日以降に、倒産・解雇等で離職した方で雇用保険の給付を受ける方(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11・12・21・22・31・32」の方)
特定理由離職者	平成21年3月31日以降に、雇い止め等で離職した方で雇用保険の給付を受ける方(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「23・33・34」の方)

- 軽減期間＝平成21年3月31日から平成22年3月30日までに離職した方は平成22年度、平成22年3月31日以降に離職した方は、離職日の翌日が属する月から翌年度末までの期間
- 軽減措置を受けるには届出が必要です
- 必要な書類＝雇用保険受給資格者証
- 軽減額など詳しくはお問い合わせください

(申・問) 区役所保険年金課 (電話：022-214-8171)、総合支所保健福祉課